

大火と街並み — 伝統的建造物群保存地区の街並み —

Great Fire and Townscape

— Townscape at Traditional Architectures Preservation District —

相羽 康郎 | Yasuo AIBA

About half of Traditional architectures preservation districts were suffered great fire after middle of 18c. The rate of the townscape featured by traditional fire protecting building named “kura” at suffered districts is larger than those safe from the fire, but not different between suffering age of Edo and Meiji era which suggests condition remains the same in both era or kura at former district was built in Meiji era.

Kawagoe famous for the kura townscape suffered great fire in 1893 was built after Nihonbashi where fire protection belt was realized at the first time proclaimed in 1881. The kura districts were limited compared with the fire areas such as in Takaoka. Realization depend upon the richness along the street.

Great fires give an opportunity to reconstruct modern city especially in Tokyo and Osaka.

The houses and townscape after great fire in Meiji era have changed a lot from those of wooden traditional to plain and square shape houses covered with mortar or metals, but also traditional type exists diversely.

Town Building Law enacted in 1919 rules buildings in a same way in all prefectures. The ordinance of fire protecting structures and materials had possibility to affect the traditional townscape. But the regulation itself had not caused the change. The destruction of traditional townscape was occurred by the luck of the concepts of planning also execution of townscape design.

1. はじめに

現在、伝統的建造物群保存地区(以後「伝建地区」として、街並みが保存継承されている地区が全国で100か所以上存在している。伝建地区はその街並みの保存継承がほぼ確約されているので、今後その数を増やすことが見込まれる。保存継承された家屋が集中しているわけではないけれども、地区全体として街並みの名残が見られる地区などが、全国にはまだ多く存在しているからである。

伝建地区は木造の伝統的な建造物が火災を免れて、また震災や戦災で倒壊焼失することなく、今日まで保存継承されてきたと思いがちである。しかしかなりの伝建地区が江戸後期以降、明治末期までに大火に遭い、それを乗り越えて継承されていることはあまり知られていない。

本論の目的の一つは、大火に遭遇して後の街並みの建設が、大火に遭遇していない街並みと比べてどんな差異があるのかを確認することである。

目的のもう一つは、1919年の市街地建築物法(以後「物法」)およびそれに先立つ防火令などの公的取決めが街並み形成に及ぼした影響である。大火後には主に防火規定によって、伝統的な木造家屋で木の素材を壁に使うことができなくなった。伝統的な街並み形成ができなくなってきた経緯、また伝統的な街並みの建築に替わって、いったいどんな建築が大火後一斉に建ち並んだのか。街並み形成のうえでどんな意義、影響があるのか。これらを明らかにすることが第2の目的である。

造が普及し、建設費補助とともにコスト面で防火帯を形成することが可能となった。1919年の物法と都市計画法はこの時期まだ函館には適用されていないので、防火帯と不燃化措置は函館市独自に立案したうえで市民の意志によると考えられる。しかし1934年の大火でこの防火帯に大火が及び、開口部の防火性能が確保されていないなどの理由から防火建築のはずのRC造建物内部が焼けてしまい、崩壊した建物もあった³。

伝建地区になっているのは、金森倉庫群[写真1]のエリアと山麓のハリスト教会周辺および旧公会堂周辺のエリアで、上記防火帯の沿道は含まれていない。伝建地区は1934年大火の範囲からは免れていた。

伝統的建造物リストによって建設年の分布をみるといくつかの年に建設年が集中しており、明治40~42年、大正10~13年建設の建物が目立つ。1907年(M40)大火直後、1921年(T10)大火直後に一斉の再建があった結果と考えられる。前者のなかには、2階建てRC造の蔵が含まれ、金森倉庫の煉瓦造、その他木造、土蔵と多様である。後者は木造が多く、元町教会に煉瓦造、RC造が見られる⁴。

2) 川越市

1893年の大火後に、焼け残った蔵造りの建物があったことから、地権者は蔵造りの建物を建設し、日本橋に街並み形成されていた豪壮な蔵造りに倣った建物が沿道を中心に叢生した[写真2]。

日本橋の防火建築帯は、1881年東京府令によって、京橋、日本橋、神田区の主要街路が防火路線に指定されたことによっている。東京府令に定めた防火構造の煉瓦、土

[表1-2] 伝統的建造物群保存地区における大火と復興など

佐賀県	鹿島市	浜庄津町浜金屋町	2006年	港町・在郷町	1860大火後茅葺町家	
佐賀県	鹿島市	浜中町八本木宿	2006年	産業町醸造町	● 1828大火以降居蔵造り	
佐賀県	雄野市	塩田津	2005年	商家町	1789居蔵家、1828大風後大型化	
佐賀県	有田町	有田内山	1991年	産業町製磁町	1828	昭和初期に中央道路で曳家・前面改築
長崎県	長崎市	東山手	1991年	港町	大火記述なし	明治期から大正期の洋風建築物
長崎県	長崎市	南山手	1991年	港町	大火記述なし	東山手とほぼ同じ
長崎県	平戸市	大島村神浦	2008年	港町	江戸期以降大火なし	江戸期23/75、明治期32、大正期8、昭和30年以前12
長崎県	雲仙市	神代小路	2005年	武家町	大火記述なし	
大分県	日田市	豆田町	2004年	商家町	江戸、明治の大火後居蔵造町家	
宮崎県	日南市	鉄肥	1977年	武家町	1866本町大火も及ぼす	1983本町通り拡幅
宮崎県	日向市	美々津	1986年	港町	1687、1705、29、58度々大火に見舞われた	
宮崎県	椎葉村	十根川	1998年	山村集落	大火記述なし	
鹿児島県	出水市	出水麓	1995年	武家町	大火記述なし	
鹿児島県	薩摩川内市	入米麓	2003年	武家町	大火記述なし	地区内でないと想定される1922入米大火後に茅葺から瓦葺屋根
鹿児島県	南九州市	知覧	1981年	武家町	大火記述なし	
沖縄県	護国寺村	護国寺	2000年	島の農村集落	大火記述なし	1899の百性の建築制限解除後1892年赤瓦葺大蔵アサリ文シマムトクザーから大正期までに普及
沖縄県	竹富町	竹富島	1987年	島の農村集落	大火記述なし	1895頃最初の瓦葺き家。以後茅葺き家から徐々に瓦葺きに移行

蔵、石のうち、伝統的な土蔵造りが大火後の再建に併せて普及した。防火路線指定の日本橋通りの大火後の蔵造りの壮観な街並みは、古写真[写真3]で確認できる。

しかし川越の蔵造りは、建築制限令によって法的に強制されたものではない。大火後に競い合って、職人を奪い合うほど一斉に建設したとされている。その結果一挙に揃った蔵造りの街並みが形成された。日本橋大火後に形成された蔵造りの揃った街並みは歴史的事実であって今日その姿はない。今日その事実を保存継承して目の当たりに見せてくれるのが、川越市の伝建地区といえる。

3) 高岡市

1900年の大火後に川越と同様、関東式の豪壮な蔵造り街並みを形成したのが高岡市の山町筋[写真4]である。前年に富山県令第51号により、県内数か所の繁華街における建物新築時の防火構造の義務づけがされた直後であった。しかし旧北陸道沿いの財力ある商人であったから実現できたもので、県内その他の繁華街が防火構造となったわけではない。また大火後に沿道の拡幅が実施された⁵。



[写真1] 函館金森倉庫群(筆者撮影)



[写真2] 大火直後の川越の豪壮な蔵群
(埼玉県 彩の国デジタルアーカイブ:
<http://www.eizou.pref.saitama.lg.jp/library/OnPhf02>)



[写真3] 日本橋通り古写真
(www.7b.biglobe.ne.jp/~ophi/)



【写真4】高岡の街並み
(<http://fabio777.blog93.fc2.com/>)



【写真5】高山外観
(www.kankou-gifu.jp)



【写真6】高山の吉島住宅内部
(http://image.mapple.net/ospot/photol/21/00/11/21001174_3665_2.jpg)

すなわち大火を契機に、沿道地権者は道路の拡幅を合意して実現するとともに、蔵造りの建物を建設した。

関西圏に属する地域でありながら、蔵造りは関東風つまり川越および日本橋の意匠・工法を採用している。当地のパンフレット資料などにも、川越を見習った事実が記載されている。この大火の7年前の川越大火後一斉に出現した川越の蔵造りの評判は大きかったと考えられる。

川越と異なるのは、煉瓦造の建物が多く含まれている点である。蔵造りの建物でも木構造でなく煉瓦造を採用している家屋のある点も興味深い。それだけ西洋の建設技術が高岡市でも普及をしてきた証ともいえる。なお煉瓦造建築として銀行建築が現存している。

4) 高山市

高山市では1875年に大火があった。1979年に三町、2004年に下二之町大新町が伝建地区に指定された。

大火後であるにもかかわらず、高山市では伝統的な木造の町家や立派な商家が継承された【写真5】。このなかには、商家建築のお手本とされる1907年築の吉島家がある【写真6】。木造の伝統的な工法で街並みが形成され、それが今日まで保存継承されてきた事例として興味深い。

現在保存継承されている建造物群が1875年以降その伝統的な建造物をどう再築してきたかは重要である。吉島家は県の重要文化財であり、街並みを形成した一般家屋群はさらに新しい時代に伝統的な木造建築を再築してきた可能性が高く、もっと究明が必要である。ただここでは大火後現在まで木造の街並みを継承している事実を確認しておく。また経済合理性から、伝統的な木造建造物による街並み形成および継承が行われる条件を探る必要もある。

(2) 伝建地区における大火と蔵造り

【表1】の伝建地区一覧において、全国ニュースとなる大火とは別に、地区ごとにネットで検索して調べた大火の有無を記載している。また、蔵造りの町とされている地区を、多くのネット情報などから検索して一覧表にまとめたところ、それらのうち14地区が伝建地区の街並みであった(蔵造欄に●記載)。その内訳を見ると、18世紀半ば以降の江戸時代に大火が6地区、明治時代に大火が4地区で計10地区、大火の記述のない地区が4地区であった。

つまり伝建地区のうち、大火の記述のない地区(18世紀前半に大火のあった2地区を含む)と18世紀後半以降大火の記述のあった地区が53地区と44地区だから、蔵造りの街並みは18世紀半ば以降(江戸後期と明治期)に大火のあった伝建地区に多いことが明らかである。

【表1】より江戸後期と明治期の大火の数は24:20(比率は55:45)なので、蔵造りの街並みの数が前者で6地区、後者で4地区であれば、消滅せずに残存している蔵造りの街並み数からは、江戸後期と明治期はほとんど差がない。ただし蔵が明治期以降に建設された可能性もある。

伝建地区のうち5割強は大火の記述が見当たらなかった。それらはほとんどが伝統的な木造の建造物の街並みを保存・継承していた。

江戸時代後期(18世紀後半以降の江戸時代)および明治時代に大火があった場合は、これら伝統的な木造建造物の街並みに比べて、蔵造りの街並みの比率が増えている。また蔵造りと塗り込めなどの防火措置を施している塗屋の並ぶ街並みもある。

東京府の建築制限令が、防火路線として沿道に蔵を揃えた蔵造りの街並みを形成させたことに効果的であったことは間違いない。しかしその街並みは、関東大震災でほぼ

壊滅してしまったために、またはそうでなくとも現在まで継承される可能性は小さかったので、結果的に蔵造りの街並みを継承・残存させるには至らなかった。

一方江戸後期における、大火後のお触れなどの実効性および蔵が大火直後に建設されたかは不明である。

(3) 江戸時代の屋上制限および蔵造りと大火

大火記述なしの地区が、江戸時代後期より前に大火となつた場合もあるので、町が形成されて以来大火がない地区と決めつけることはできない。仮に大火記述なしでも、江戸期の早い時期ないしそれよりも以前に大火があった場合、蔵の街にならなかったのは、大火後であっても蔵造りは伝統木造家屋に比べてコストが大きくなることに加え、防火路線という都市計画の概念が薄かったためと考えられる。個別に蔵を建てる建て主は存在しても、町の防火計画に対して江戸の建て主たちは熱心でなかったと考えられる。同様に京都も大火が多かったけれども、木造町家主体の街並みが継続した。塗り込めの町家があっても、計画的に連続して防火路線の街並みとなることはなかった。

江戸では、慶長6年(1601年)の大火後茅葺を板葺に命じ、瓦葺きも増加したが明暦の大火(1658年)後、大火の際の落下事故が理由か瓦葺の禁止を命じた⁶。徳川吉宗の治世になると、町家に対して享保5年(1720年)の町触れで瓦葺の禁止を否定し、今後は瓦葺きをして構わないとした。1722年からは市中各所で瓦葺・土蔵・塗家を命じ、対象となった家屋には租税免除や拝借金提供⁷とあるので、恐らくは主要街道沿道の防火帯が目指された可能性は高い。そうだとすればこれらの措置は明治になって1881年に東京府で実行された「防火路線並ニ屋上制限令」と類似しており興味深い。

しかし吉宗の死後、積極的な防火推進策は行われなくなり、その後も江戸市中の大火は相次いだ。

ここで町の大半が焼失した大火の後でもごく限られた地区、例えば主要道路沿道だけで蔵造りの街並みが形成されること、および大火に至らぬまでも、または地区には及ばぬまでも、火事は日常的に発生し、町の大火を免れた地区があった可能性に配慮する必要がある。したがって山陽地方、四国、九州地方では、大火記述のない伝建地区で、江戸期から居蔵造りなど軒裏まで漆喰で塗り込める家屋が街並みとして残っているのもうなずける。

地区には大火がなかった場合でも、大火に備えてそうした街並みが出現し得るはずであるが、そう多くなかったのは、財力の揃った地権者のいる通り沿道であることの他に、大火などの後に揃って家屋を再建するというもうひとつの条件がなかったためと考える。

日本橋通りのような蔵造りの街並みが、都心3区の主要幹線沿いに出現したのは、ほぼ上記両条件を満たしかつ、東京府の防火路線による防火都市計画実行の目的がしっかりあって、建築制限令が強力だった結果である。その結果選ばれた防火造りが土蔵であった。さらに大火後近代的な道路に拡幅されることが商売繁盛の展望を与え、これらの措置が沿道に受け入れられたと考えられる。

(4) 物法の街並みへの影響

蔵造りの街並みは沿道の財力のある地区で実現されたこと、大火後の一斉の再興という契機があったことが重要である。防火構造の建造物を公的機関が要請した事実をもって、強制力のある措置とみなせるわけではなく、江戸後期と明治期の大火後に防火建築の蔵造りないし塗屋が揃って建ち並ぶことは少なかったと想定される。

蔵を連続して並べて防火路線とする街並み形成において、明治期東京府の「防火路線並ニ屋上制限令」は効果的であった。しかし、その街並みは保存継承できず、代わって川越が、建築制限令による強制でなく、蔵造りの街並みを川越に現出させ現在まで保存継承している。

高岡の蔵造りの街並みは、大火直前に出された富山県令の存在があったとはいえ、大火後一斉の再興の契機に、川越の蔵造りの街並みを見習った沿道地権者の意志があればこその実現である⁸。蔵造りの街並みは、建て主側の条件によるところが大きく、1881年明治東京府令を例外に、法令的な枠組みが強固でない状況が江戸時代後期と同様に明治以降、継続したと考えることができる。

また戦後の建築基準法によって、確認申請レベルですべての建築に防火地域、準防火地域、延焼の恐れのある部分の規制が行きわたることになったのに対して、それまでの都市計画法、物法による規制実態は明らかでない。ただし戦災が始まるまでの期間、両法の登場以降、関東大震災を除くと、大火の数は減少している[表2]。

3. 大火後動向および街並み形成要因と木造家屋年令

江戸後期、明治期以降の大火後に揃いの蔵や塗り込め家屋の街並みを形成することがあった。しかし街並み形成の契機は大火だけに留まらない。どんな場合でも新規に通りに沿って建物を揃えて建ち並べるとき、またそのように形成された後、伝統的な家屋による建て替えによって、街並みの継承がされてきた。そのような街並み形成、継承を実現できたのが、高度経済成長期までの多くの日本の町であった。

(1) 事例からみた大火と道路と街並み

大火後に交通量などに応じて必要な場合、道路の拡幅を計画するのは理に適っている。また道路の拡幅、新設に伴って、短期間に揃って街並みを形成できる契機となる。大火と道路は両方とも、それを契機に揃って街並み形成できるので、それらの関係を事例から確認する。

大火に遭遇した街並みで、道路の拡幅などの記述を見出せたのは、美濃町(岐阜県美濃市)、足助(愛知県豊田市)、八女福島(福岡県八女市)、有田内山(佐賀県有田市)、飢肥(宮崎県日南市)であった。

1) 美濃町

1723年大火後、2間道路を4間道路に拡幅した。大火の復興時に道路拡幅をして、揃いのある街並み形成も果たしているのは、理にかなった方法である。

2) 足助

1775年の大火直後に町が再建された。妻入りと平入が混じる漆喰塗り込め町家の街並みである。複雑に折れ曲

がる旧道に対して、明治中期その東端と西端の道路の線形を折れ曲がらないように改変した結果、新道部分にも明治中期以降の伝統的建造物が継承残存している。江戸期の建物は旧道に多く、東端、西端の新道部分には明治、大正期の建物が多い。付け替えられた東端の旧道は片側町でも一方(南側)は河川であるが、沿道は多くが戦後の建物に建て替わっている。西端の付け替えられた旧道沿道は両側町で、江戸期明治期の建物が中央部の旧道に比べると少ないがそれでもかなり残存している。大火直後、旧道沿いに揃って再建された街並みは、江戸期の建物が多く残存して、揃いの強さをうかがわせる。新道沿いには明治期の建物が比較的残存しており、旧道のような強固さはないものの、道路新設に伴って建設された家屋群としてのまとまりを示すものと考えられる⁹⁾。

3) 八女福島

江戸時代にたびたびあった大火を経て、居蔵造りといわれる、軒裏まで漆喰で塗り込める防火建築が確立する。今里家は天保9年(1838年)築で大黒柱墨書に「於居蔵建始る」とある。道路が明治と昭和初期の2回拡幅されていて現在7m強ある[写真7]。1階の前下屋が短くなっているのは、軒切りをされて、1階の下屋部分を削ったためである。その他の本体建屋はそのまま、下屋のみが除却されてその分道路拡幅されている¹⁰⁾。

4) 有田内山

1828年に町の殆どを焼く大火があり、その後形成された街並みで、昭和初期の中央道路の拡張に伴う曳屋や前面改築で、現在の街並み景観の基本が形作られた。

前面の壁面が1階と2階でほぼ揃っており、また入母屋屋根の平入屋根の部分が短い。三角妻面の上の屋根の



[写真7] 八女福島の軒切街並み
(<http://prefab.jp/post/2747>)



[写真8] 有田内山の軒切街並み
(<http://www.arita.jp/course01/detail03/>)



[写真9] 拡幅された都市計画道路のある飢肥
(<http://wadaphoto.jp/maturi/obi1.htm>)

出も小さく、三角妻面の位置が2階壁面とほとんど変わらない位置にあるため、八女福島の町家と同様平板なファサードとなっている[写真8]。道路の拡張のために揃って平板なファサードになったものと想像される。それが基本形となって継承されていることになる。

5) 飴肥

1983年に本町通りが都市計画道路として拡幅されている[写真9]。伝建地区に指定されたのが1977年であるから、伝建地区指定後に歩道を持つ大規模な道路拡幅を行った珍しい事例である。指定された建造物は、商家資料館として反対側に移築再生した家屋や、飴肥楽市ろまん館(小玉家)が残存しているくらいで、和風家屋に建て替えられており、街並みを継承した曳家ではなかったと想定される。また道路幅員が大きくなることで、たとえ曳家をすべて行ったとしても、街並みの印象はかなり異なる可能性もある。いわゆるDH比(道路断面の幅/高さ)によって、適切な囲まれ感など、アーバンデザイン上の定説が組み立てられていることからその可能性を指摘できる。

(2) 大火と道路拡幅

恐らく大火後の復興事業において、道路の拡幅や土地区画整理は実施の好機と言える。したがって、大火後に揃いの街並み形成が行われる前に、道路の拡幅を藩主なり、役人が町民に持ち掛けて、ないしは町民の中から発議されれば道路拡幅が実行し得ると想定される。

その割には、大火後の道路拡幅の記述が多くないのは、大火以前の状態に問題がなければ、早速元の敷地に家屋を再建する動きが急速に高まって実行されていくのが常であったと考えざるを得ない。

一方大火の記述のなかった街並みで、道路新設に伴って現在の街並み形成のあったのが伊根(京都府伊根町)である。また新規開発によって揃った街並み形成が見られた事例として産寧坂、相倉を確認する。

(3) 一時期に一齐に開発された街並み

1) 伊根:道路新設に伴う街並み形成

伊根(京都府伊根町)は入り組んだ湾の形と青島が高浪から集落を守ってくれることを前提として、舟入の独特の街並みが形成された。しかしその直接の契機は、昭和初期(1931年から10年間)に湾形に沿って4m幅員の道路を整備したことによって形作られた。このとき、道路から海までの敷地に舟入方式の船の倉庫が平屋で建設され、道路の山側に町家など、それ以前の家屋が建ち並んだ。その後倉庫の上に増築をしてそこにも居住できるように2階建てとなって、今日の街並みを形成している[写真10]。道路建設によって、一齐に舟入の街並みが形成されたといつてよい。

2) 産寧坂

産寧坂は京都の観光コースであり、書き割りのような町家の街並みを見せている。この街並み形成は、明治後期～大正初期の京都郊外の貸家経営の開発として実施された[表1]。したがって、伝統的な町家といっても、木造および木の素材で仕上げられた揃いの町家であって、高価な造りの町家などもなく、合理的すなわち比較的ローコストな街並みと見受けられる。

3) 相倉

世界遺産にもなった富山県の山村集落のひとつで、江戸末期～明治期にこの地へ開発が行われて、一齐に揃っ



[写真10] 伊根道路と街並み:右舟入家屋
(<http://www.kyoutabi.com/ine/ine.html>)



[写真11] 海野宿東側(大火なし)の街並み
(筆者撮影)



[写真12] 富田林寺内町の街並み
(<http://www5d.biglobe.ne.jp/~heritage/>)

た三角形の茅葺屋根の家屋が増加したためと考えられる。当時の戸数の情報が確認でき、1783年で26戸が、1887年で56戸と急増している[表1]。現在は21戸となっている。

このように大火以外でも一斉の開発によって、揃いの街並みが強まると想定できる。とくに道路新設、拡幅は良好な街並み形成にとって重要な契機である。

(4) 大火後動向、家屋建設年、開設年

海野宿では宿場の西側52軒が、1784年大火で焼けその後形成された街並みである。東側は大火の記述のない街並みであり、両者を比べると、東側が立派な家屋が多い街並みとなっている[写真11]。東側と西側でもともと街並みに差があったのか明らかではない。もしそうならば、大火後にそれ以前と同じように復旧したことになる。しかし大火後に揃って建設されることでより優れた街並みになるとは限らないことが、海野宿で確認できる。これは大火前後の経済状況などによると考えられる。

石川県加賀市加賀橋立の船主集落では、1872年の大火後、景気が良かったので、より大きな家屋が再建されて豪壮な家の並ぶ街並みとなった。

大火のあった場合でほとんどすべてが焼き尽くされた場合、それ以降の時期に建設された建物群となるが、古い時期に大火のあった場合は、江戸期から近代、現代まで多様となる。すべての家屋が焼失するわけではなく一部残存し継承される例もある。

京都府与謝野町加悦の伝建地区は、1927年北丹後地震に遭遇している。加悦の7～9割が倒壊したとされるが、主要道路沿いの街並みには明治期建設の建物が存在し、市史の古写真からも、地震後倒壊した家屋の奥で山際の主要道路沿道に元のまま並ぶ家屋群が撮影されている。また北丹後地震の後、加悦地区を含めて道路拡幅計画(府道4間、町道2～3間)および、他の地区では土地区画整理が実施されている。

奈良県の伝建地区は3件とも大火の記述がなかった。その中に木造家屋の民家で最古といわれているのが、奈良県五條市五條新町の1607年建造の古民家である。

徳島県美馬市脇町南町の商家町には、1707年という最古の棟札を持つ家屋が存在する。

大火記述のなかった室戸市吉良川町でも、建設時期が

明治期以降なので、その時期以降に建て替えられたと考えられる。

今井町、富田林[写真12]などには17世紀築もあるが、他地区では18世紀末、江戸時代末が最古となるのが一般的である。したがって木造の街並みに、築300～400年以上の家屋があることは極めて稀で、大火がなくても木造民家は、200～300年経過する前に、建て替えによって家屋が新しくなりながら、伝統的な工法と意匠を継承し続けてきたといえる。伝建地区に指定されることで、伝統的な建造物をさらに甦らせつつあるといえる。

(5) 伝統的建造物群保存地区継承の理由

伝建地区では伝統的な建造物が比較的揃って並んでいるが、明治期ないしは大正、昭和初期まで、日本の津々浦々でそれが当たり前であった¹¹。伝建地区ではその後も街並みを保存継承できたが、ほとんどの都市や街並みは建築基準法に基づいて不燃化を促進し、戦後になると大火は激減した。

伝建地区の街並みを、他の大多数の町で失っていったのは、近代的な都市に向けて道路の拡幅を行い、中高層化ないしは、近代的な不燃化を行ったためである。戦後、建築基準法によって、防火地域では木造建造物の新築が不可能となり、近代的な四角い箱の形状をした不燃建物が建設された。しかし準防火地域や法22条地域(都市計画区域)では伝統的な木造家屋の姿を再現して、延焼の恐れのある部分の壁面を金属板やモルタルなどの不燃材で覆うことが可能であった。実際にそうした地区も見られるものの、正面に四角い立面を看板状に立ち上げた建物が、町家に替わってプロトタイプ建築として地方都市にまで建設されていき、伝統的建造物の建ち並ぶ街並みを再現するような地区は稀となっていった。

伝建地区ではその建物が100年以上経っても建て替える必要のないほどに活用されてこられたことが大きな要因かもしれない。すなわち、都市計画道路などの道路拡幅事業をはずれたこと、頑丈にまた居住性も低下させないまま家屋を利用し続けることができたこと、その利用が沿道で揃って行われ続けたこと、こうした条件が集团的に揃って伝街的街並みが保存継承されたと考えられる。

4. 大火後の建物類型と沿道景観

[表2]は明治期以降戦前1943年までに大火のあった地区の概要である。大火後一斉に再建されたことから、当時の建て方が確認しやすい。その建物類型は大きく3つに分けられる。

- 1) 伝統的な木造建築:防火上の造りをほとんど行っていない
- 2) 蔵造りの街並み:伝統的な防火造り
- 3) 物法後の不燃化建築

以上に加え物法後1)の壁表面を金属板等の不燃材で覆う1')類型も出現した。

(1) 伝統的な木造建築と蔵造り

大火が明治期以降の伝建地区では、大火時期が明治期までの長野県の本曾平沢1896年、妻籠宿1868年、岐阜県の高山市1875年、京都市祇園新橋1886年、八女市黒木1880年が伝統的な木造建築である。

一方ほぼ同時期の川越1893年、佐原1892年、高岡1900年は蔵造りであり、築後吉井1869年は塗屋と蔵の混じる街並みである。蔵造りは川越1893年から高岡1900年の期間に集中しており、1881年の東京府令後一挙に形成された日本橋などの蔵造りの街並みから始まったとすると、その後20年間で各地に蔵造りの街並みを形成させたといえる。それ以前、築後吉井1869年の頃は蔵造りの街並みではなく、前面に蔵を揃える防火路線としての街並みは、明治のこの時期に、大火とその直後の東京府令によってもたらされたとと言っても過言ではない。

因みに江戸時代1792年大火の桐生新町では、伝建地区の建物内訳のネットデータ¹²があり、主屋88棟に対して蔵が52棟もあった。地区内建築物の建設年代は多岐にわたっており、多くの蔵が明治期の建て替えなどで建設された可能性は高い。

5. 明治～昭和初期大火後のまちづくり

各町や市の町史、市史を精査すれば、かなり詳細に大火後の復興経緯が明らかになる可能性はある。しかしその作業は膨大であり、ある程度限定して、大火後の形成された街並みを検討する。

(1) 東京と大阪および京都¹³

1880年末神田鍛冶町、1881年初神田松枝町、神田柳町、四谷筆筒町で立て続けに大火が続き社会不安を起した機を逃さず、松田知事は1881年2月25日「防火路線並ニ屋上制限規則」を公布した。東京府3区(日本橋、京橋、神田)の主要道路と運河沿いに22本の防火路線を決定し、蔵造りの街並みが実現された。都心4区(前出3区に麹町区)のすべての家屋屋上を不燃材で葺く規制により、短期間に瓦葺屋根で不燃化された。その後1888年に市区改正条例を勅令として公布し、上水道、市街鉄道(路面電車)、下水道の整備と、道路新設、道路拡張が1918年まで30年間を費やし完成された。1900～1910年には路面電車網が東京府山手線内及び下町に張り巡らされた。

大阪の市区改正の特徴は、軒切りにある。太閤秀吉の基盤の目の道路網の幅員が南北道路約6m、東西道路約8mあったとされていた。しかし建物が突出し、街路幅が狭められていた。火災後などの建て替え時に建物を後退する試みが堅持されてきたが、1917年から計画的に出っ張っている部分を取り払う通称軒切りを、移転補償費の半分を負担する方法で促進し、1940年頃にはほぼ全面的に道路用地を回復した。

大阪の新市街地拡張に備える新市街地設計書が建築家に委嘱され、1899年にまとめられたが予算を理由に事業着手されず、1903年の市営路面電車敷設に伴う道路拡張、および1909年の北区大火、1912年の南区大火等の焼失跡地整理によって市区改正が実行された。

京都の市区改正は、1907年に始まる京都市3大事業(上水道、道路拡張、軌道敷設)の一つとして、市電の軌道敷設と一体の道路拡張事業によって本格化する。

東京、大阪の市区改正すなわち近代都市に移行する事業で、大火が実施の契機として働いていることが確認できる。

明治末期および大正初期の古写真でこうした事業に伴って形成された街並みを確認すると、道路拡幅にあつ

[表2] 全国レベルの大火年表

西暦	全国トピック	北海道/東北	関東	北陸/中部/東海	関西/中国/四国/九州
1868			川越:(待)屋敷482軒、町在家420軒が焼失		
1870			東京京橋		
1871		函館:10回大火の1回目1074軒(32%)が焼失	東京日本橋:1180戸全焼、57戸半焼		
1872		札幌御用火事	東京銀座:省官邸13ヶ所、官員邸宅34ヶ所、藩邸5ヶ所、寺院50ヶ所、町家41ヶ所4379戸		
1873		函館:町敷9町、415棟、1314戸	横浜相王町:町敷28、家敷1577戸を焼失		
1874			東京神田:日本橋48町4952戸、神田と合わ32792戸全焼	浜松:焼失家数1318軒(41%焼失)	
1875				飛騨高山:人家1032戸、土蔵44	
1876			日本橋敷寄屋町:79ヶ町8908戸		
1877					鹿児島:9778戸
1878		函館輪廻町:住家954戸、土蔵10棟、坂屋41棟	神田黒門町:32ヶ町5120戸、15.4ha		
1879	日本初の保険会社設立	函館大火	日本橋大火	高岡:住家2000余戸	
1880		弘前:1064戸	高崎大火	新潟三条:2743戸、85%	大阪南:3388戸
			神田錦治町:2118戸	新潟市:72町6175戸	
				柏崎:848戸(約半焼)	
1881			神田松枝町:59ヶ町42.1ha、1万673戸		
			神田柳町:48ヶ町7751戸、3軒合計2万578戸全焼、79.7ha		
			四谷葉町町:10ヶ町1498戸、6.7ha		
	東京府「防火組織第一層上制限令」公布	福島:住家1785戸、土蔵359棟、寺院8、蔵行6;三島通商復興		水見町:1800余戸;復興	
1882					
1883					
1884			水戸市:1200余戸		大阪本町:935戸、土蔵80棟、寺社各2
1885			日本橋坂本町(現光町):、1220戸全焼	富山:52ヶ町、3ヶ村民家5825戸、土蔵・納屋423棟、小学校5ヶ所、寺社42、橋99	
1886		秋田:民家3554戸、寺社80、他多施設	水戸上市:1800余戸、官公署、学校、会社;黒知事近代的城市づくり	松本:89ha、999戸	
1887	日本初の火災保険会社認可		日本橋横越町:4.3ha、家屋全焼1652戸		
1888			横浜野毛:家屋1121戸、土蔵7棟	福井県大野町:松本南沼津町:1200戸、1113戸	
1889				静岡:13ヶ町、1100余戸、公立病院等	
1890			本郷春木町:全焼 家屋934戸、土蔵5棟		大阪新町:全焼2023戸、学校2、劇場1他
			浅草:1469戸		
1891					
1892			神田猿楽町:33ヶ町4620戸、学校勤工場他		
1893			川越:家屋焼失1302戸、土蔵全焼96棟・半焼237棟、土蔵遠へ		松阪市:1460戸
1894		山形市南:1608棟、土蔵374棟、小屋924棟、合計2206棟焼失			
1895				七尾:1000余戸、学校、寺等	
1896					
1897					
1898				直江津(上越市):6割強1595戸	
1899		函館大火:丸平火事	白石:市街地の8割、866戸、4335棟;道路拡幅	横浜雲井町大火	福井県大野町:741戸;都市整備事業
1900				富山大火:鶴安焼け	福井:家屋全焼1891軒、土蔵全焼167棟、社22、寺29、小学校1等
				高岡市:3589戸全焼、役所警察等;道路拡幅・土蔵焼損	
1901				福井:29町、民家3309戸、小2、寺社、主要施設、勤工場等	
1902				武生町:1057戸	沼津:1636戸(全市の56%)、21.7ha;市区改正
1903		横手町:全焼住家898軒、土蔵120棟		七尾:689戸	
1904		小樽:2481戸焼失、色内地区;道路拡幅、主要建築物全焼へ			
1905					
1906				直江津:1041戸、商工主要施設	
1907		函館:897戸焼け?			
1908				新潟:万代橋への大通り(現・国道7号線)両側1189戸、木構	
				新潟:住家2122戸、土蔵52棟、寺社16他	
1909				輪島:中心部全焼家屋1055軒、土蔵320棟	大阪北の大火
1910		青森:中根町751戸			
1911		小樽:1251戸	山形北:県庁主要部、全焼1340戸	東京吉原:23ヶ町、6189戸約23ha全焼	大阪南:全焼4750戸、劇場等33ha
1912				深川洲崎:全焼1449戸、5.9ha	松本北深志町:全焼家屋1341戸土蔵79棟
1913		函館:572棟、1532戸		神田三崎町:神田10ヶ町、14.8ha家屋全焼2376戸	沼津:焼失戸数1636戸(56%)、6.6ha
1914					
1915		気仙沼:家屋焼失1300余戸、約3400棟			
1916		函館:1763戸、住宅801棟、住宅以外42棟、合計943棟			
1917		米沢:全市1/3、主要施設等、2294戸、棟敷にして3325棟			
1918					
1919	都市計画法、市街地建築物法		横浜埋地:3248戸、17ha余		
1920					
1921		函館:中心街1309棟、2141戸	浅草:住家店舗1227戸		
		苫小牧:中心1007戸			
1922					
1923	関東大震災		東京横浜など大火災		
1924		八戸:8割 1223戸			
1925			東京日暮里:2000戸震災で残った所も焼ける		
1926					
1927					
1928					
1929		気仙沼:全焼897戸、1672棟(住宅764棟、非住家907棟)	石岡町:戸数606軒、1700棟		
1930				小松町:橋北大火	
1931					
1932			白木屋パート火災	小松町(市)・横南:1110戸(世帯)、987棟	大宮町(富士宮市):1102戸(全市の28%)
1933					
1934		函館:全市の1/3 (4.16ha、1万1105棟、2万2867世帯)			
1935				新発田町:69ha、1084戸全焼	
1936					
1937					
1938				水見町:半焼1499棟焼失、非住家44棟をほじり土蔵全焼299棟、復興道路拡幅	
1939					
1940				静岡大火	
1941					
1942					
1943					

でも、伝統的な街並みは再現されている。大阪では軒切りで、本体を保存したまま道路拡幅し街並みを継承している。例えば中心部の目玉事業の御堂筋拡幅工事の古写真から、曳家や軒切りで伝統的な町家がまだ並んでいたことを確認できる。

(2) 大火後の都市計画と防火建築

大火の全域を復興させる都市計画で、街並み形成までを計画内容とすることは容易ではない。すなわち道路の新設、拡幅、土地区画整理、公園等の設置などの事業実施において、街並み形成がきちんと位置づけられることは稀であった。

しかし明治初期においては、銀座の大火後の煉瓦街建設による復興、神田等の大火後の東京府令により伝統的な蔵造りの防火帯と瓦葺きの統一的な揃いの街並みが現出したことを忘れてはいけない。ここでは[表2]の事例より、街並みが大火後どうなってきたかを見ていく。

[表2]には同じ都市が複数回出てくる。函館市、小樽市、山形市、気仙沼市、川越市、水戸市、静岡市、高岡市、七尾市、富山市、福井市、直江津市、新潟市、氷見町、小松町、松本市、沼津市である。また都市計画法および物法制定以前と以後の都市計画と街並みを確認するのに適した事例をとりあげる。

1) 1924年八戸大火

八戸大火では、中心市街地の十三日町など市域の6割を焼きつくした。この時期都市計画法と物法はまだ地方都市で適用されていない。大火後は関東大震災後の財政窮乏の影響で、道路の新設、拡幅などを実現できず、元のままの道路位置にいち早く店が再建されて

いった。昭和恐慌頃の十三日町の店舗の古写真[写真13]から窺える防火上の不燃化措置は、側壁面の不燃材くらいで、看板を除けばファサードは、明治期までの伝統的町家と変わらない。1軒のみで判断することができないが、後出の射水市の例も踏まえれば、伝統的な建造物によって復旧された街並みと想定される¹⁴。



【写真13】昭和恐慌頃の八戸十三日町店舗
(脚注14から引用)



【写真14】石岡
(<http://jconder.exblog.jp/19/>)

2) 1929年気仙沼、石岡町大火

都市計画法、物法がすでに適用された6大都市に加え1926年に全国41都市で適用となった。八戸大火の5年後に発生した1929年気仙沼大火と石岡町大火において、大火後の街並み形成には大きな変化が見られる。モルタルまたは金属板の不燃材



【写真15】気仙沼2008(筆者撮影)



【写真16】新発田大火後のRC
(<http://www.seki-architect.jp/album/pg23.html>)

で壁面がおおわれまた、正面が四角く見えるように看板状の壁面を立ち上げた形状をファサードとする建物主体の街並みである[写真14,15]。物法で土壁の不燃材も選択できるので、蔵風の建物も混在しているが、主体は伝統的建造物とはきわめて異なる、正面が平板な四角く見える形態となっている。

4) 1938年富山県氷見町

新発田市大火3年後に発生した富山県氷見町の大火地区には、現在でも一部で伝統的な木造の造りをしていて金属板で壁面を覆うタイプの家屋が街並みを形成している[写真17]。氷見町に物法が適用されていたか否かを確認できていないが、物法が適用されていたとしても、防火地区外であれば、新築可能な街並みである。

3) 1935年新発田大火

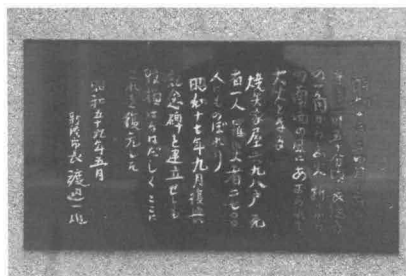
1935年新発田大火の翌年に建てられたRC造陸屋根3階建ての写真館が現存している[写真16]。一帯の大火後の街並みをこの建物1つで断定することはできないが、大火後の一角に本格的なRC造3階建ての近代ビルディングが出現し、現在まで使用されている事実は重要である。

5) 1941年射水市大火と土地区画整理による復興

[表2]に記載はないけれども、氷見町(現在は市)に隣接する射水市で、1941年大火があったことを示す石碑を現地で見出した。この碑によれば焼失家屋698戸であり、またそばの別の碑で、土地区画整理事業が施行されているこ



【写真17】氷見の家屋
(<http://moekire2.exblog.jp/m2011-09-01/>)



【写真18】射水市大火復興の碑(筆者撮影)



【写真19】街並み(筆者撮影)

とが判明した[写真18]。この地区の家屋は伝統的な町家を主体とするものであり、壁の表面を不燃材で覆うだけの防火措置の建物から形成される街並みである[写真19]。氷見町の写真例と併せて判断すれば、伝統的な町家を基本として、当初からまたはのちになって、不燃材を表面に貼り付ける建築の新築が一齐に行われたものと想定できる。

6. 建築基準法と市街地建築物法および建築制限令

(1) 建築基準法

現在の法制度では、建築基準法によって原則都市計画区域のすべての建築に確認申請が必要である。都市計画法の用途地域で商業地域に指定されている中心部にあたる地域では、重ねて防火地域の指定がある。

この地域ではその主要構造部を、非木造(鉄骨、鉄筋コンクリートなど)とし¹⁵、一定の厚さ以上の不燃材による耐火被覆を義務付けられる。

それに準じる地域では準防火地域が指定され、構造は階数、規模が大きくない(2階、延床500㎡以下)場合木造も許容されるが、防火構造とする必要がある。また延焼の恐れのある部分とされる、道路中心、隣地境界線からの距離が2階で5m以内、1階で3m以内の外壁や軒裏まで防火構造とすることが定められている。このため隣地からの距離が確保できない高密度な市街地で、伝統的な木造建造物を造ろうとしても、外壁のみでなく、軒裏まで防火被覆する必要がある。

法22条地域は防火地域、準防火地域を除く都市計画区域のことで、延焼の恐れのある部分の外壁は準防火構造とすることが定められているが、軒裏の不燃化までは必要ない。このため隣地からの距離が確保できない高密度な市街地で、伝統的な木造建造物の外壁を木の表面素材のままにはできないが、軒裏の木部表しは可能である。

(2) 物法の適用時期と既存不適格

また1919年に物法と都市計画法が定められた後でも、

その適用はまず6大都市で、1926年になってその他に41主要都市に適用が拡大された。農村集落などは都市計画区域外であるから、原則物法は適用外であった。

それまで地方都市では県の建築令によって各県の防火規定が適用されていた。また、一般市街地でもこれらの建築令や物法は原則新築建造物に適用されるため、既にある建造物は既存不適格として、大規模な修繕や建て替えをしない限り、伝統的な工法の木造家屋のまま一部修繕などによって継承された。

(3) 街並みに関わる物法の防火規定

建築基準法の防火地域、準防火地域が物法の甲種防火地区、乙種防火地区に相当するが、両者には違いがある。建築基準法で不可能になった木造の建築が、物法の施行令を読み込むと、一般的な建築面積(200坪)超かつ階数2以上の場合に壁、床、柱などを耐火構造(非木造)とある。一般的な町家クラスは、外壁を耐火とすれば床、柱は木造でよいと読める。壁を厚さ12cm以上のコンクリートか30cm以上の煉瓦、石で覆う必要はあるが、小樽で盛んだった木骨石造が建設できる。しかし一般的にはかなり稀な工法である。

なお基準法では小規模(延床100㎡以下)な2階以下の建物は準防火地域と同様で構わない。

現在の法22条地域にあたる地域が物法でどうだったかは不明である。

物法の乙種防火地区は、基準法の準防火地域とほぼ同様で、不燃材料の厚さは3.6cm(モルタル、セメント)~9cm(煉瓦、石、木骨土造の土・漆喰)とより厚目である。軒裏を不燃材料で覆う点も基準法と同様である。

以上のように景観に関する事項を子細に検討すると、甲種防火地区で伝建地区の街並みを建て替えて再現することはできないが、乙種防火地区であれば、木造で土壁等の漆喰壁とすればかなり近いところまで再現できる。

しかし、氷見、射水の大火後の街並みは、乙種防火地区であった場合は実現できない。ではなぜ伝統的な木造町家に近い本稿4.の1')類型の街並みが継承できたのか。物法の防火地区適用外か、関東大震災後の再建建物に対する物法の緩和措置と同様だった可能性が想定される。

関東大震災後にいきなり甲種防火地区の耐火構造を建設できる建て主は限定される。乙種防火地区でさえ同様に

ある。そこでの緩和措置だったが、射水でも緩和措置だったかは検証を要する。射水の現在の街並みを見る限り、物法の防火地区外の可能性は高いが、緩和措置だったとしても適切であったと考える。後者であれば早急に家屋の大量再建が求められる大火後に対して、実情に即した措置といえる。

(4) 物法による防火性能と街並み形成

物法適用後は大火が減少し、建築基準法適用後は激減した大火の歴史を見る限り、木造主体のわが国の街並みで、よく防火を機能させてきたと評価できる。ただし大震災ではまだ大火災の可能性は否定できない。

一方で物法は伝統的な木造家屋の存続を許容する配慮があったのではないかと。また関東大震災後の緩和措置も経済合理的な措置としてむしろ評価できる。しかし同時期に出現した四角い立面の平滑な不燃家屋は、伝統的な街並み形成と並行して次第に伝統的な家屋の意匠に代替していった。物法下でも伝統的で適法な新たな街並み形成は可能だったはずである。

戦後は防火に関してさらに厳密な基準法が家屋の構造、表層を規制した。しかし防火措置のために街並み景観が消滅したわけではない。昭和初期からの近代化の過程で、町家に替わる合理的な建築群をアーバンデザインの視点で一般に受け入れられるよう開発できなかったことが大きい。伝建地区を保全継承するだけでなく、新たな街並みの形成を実施し得る体制は今日やっと整い始めている。

7. おわりに

大火と街並みについて以下のような知見を得ることができた。

- 1) 伝統的建造物保存地区のうち、半数近くに18世紀後半以降大火があり、大火の記述のない地区に比べて、蔵造り、塗り込め家屋による街並みが多くあった。
- 2) 江戸後期大火と明治期大火の地区で蔵造り、塗り込め家屋の街並みには顕著な件数の差はなかった。

3) 大火の頻繁に発生した函館の伝建地区の建物建設年は、過去の大火の数年後までに集中して、木造からRC造まで多様な構造であった。

4) 1893年大火の川越の蔵造りは、1881年大火直後に東京府令で22の防火路線のひとつ日本橋の豪壮な蔵造りを手本とし自主的に形成され、高岡でも豪商の通りに蔵造りの街並みが実現した。一方1875年大火の高山市では伝統的な木造の街並みが新築された。

5) 蔵造りの街並みは大火後限定された通りで実現され、明治後期に集中している。大火の記述のなかった地区でも近辺で大火が発生し、塗屋や蔵等を個別に建設した。

6) 大火後の街並みであっても、大火を免れる等とその後の建て替えで、多様な建設年代となる。大火の記述のない地区ではなおさらだが、木造家屋の建て替え周期が200～300年を超えることは極めて稀といえる。

7) 大火後の道路拡幅は合理的だが一般的ではない。道路拡幅時に軒切りによる街並みが現出した地区があった。

8) 大火以外でも計画開発された場合揃いの強いことが、道路新設で伊根、貸家開発で産寧坂、計画的な家屋増で相倉において想定された。

9) 伝建地区として家屋群の保全継承を得た条件は、都市計画道路等の拡幅事業をはずれ、頑丈にまた居住性も低下させず家屋を利用し続けられたためと考えられる。

10) 都市計画で街並みまで計画されていないが、東京、大阪の近代都市化のための市区改正に明治期以降の大火が契機となった。

11) 大火後に再建された、八戸、気仙沼、石岡、新発田、氷見および隣の射水市で、町家とは異なる正面が平滑で四角形の不燃建築が出現した地区があるとともに、伝統的な家屋の街並み形成を確認した。

12) 建築基準法が木造市街地であっても優れた防火性能を確保したことは評価できるけれども、物法では伝統的

家屋に対しての配慮があるのに対して、建築基準法では防火地区で木造を不可能とした。しかし防火規定で街並みが消滅したのではなく、アーバンデザインの視点で街並み形成を目指す要請、体制がなかったことが大きく影響した。

[執筆者]
相羽 康郎
Yasuo AIBA
デザイン工学部 教養教育センター
Center for Liberal Arts, School of Design
教授
Professor

註

1. 伝建地区の一般的な一覧表をもとにして、各伝建地区のネット情報を検索し、大火の有無、建設年代、蔵の町情報と街並み写真チェック結果を付加した表にした。
2. 周年災害—防災情報、地震災害情報のトップニュース:www.bosaijoho.jp/topnews/item_5847.html
3. 紀要2013拙稿
4. 伝統的建造物群保存地区について | 函館市 <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012200141/>、「伝統的建造物について」
5. 富山県高岡市における歴史的町並み保全への取り組み—伝統的建造物群保存地区制度に着目して—:山口太郎:「地域学研究」第23号 2010:駒澤大学:repo.komazawa-u.ac.jp/opac/repository/all/.../kci023-03yamaguchi.pdf
6. 武江年表:斎藤月岑著:明暦・万知年間記事によれば明暦3年の大火後「大火の後、江戸中町家瓦葺を禁ぜられる」とある。
7. 「江戸の火事」黒木喬:同成社 1999(Wikipedia)
8. 前記註5文献中の参考文献、三沢・宮渾(1997:113)
9. www.city.toyota.aichi.jp/division/ka00/ka03/1225375/02pamp.pdf
10. 「文化遺産を活用した景観まちづくりの展開」:NPO法人八女町屋再生応援団代表 北島力:2012年1月14日(土):三国商工会館ホール [yame-machiya.net/wp.../05/969413bf6541f3605145fceb2d7dfb3d.pdf](http://yame-machiya.net/wp-content/uploads/2012/01/05/969413bf6541f3605145fceb2d7dfb3d.pdf)
11. 紀要2013筆者前稿
12. 桐生市「桐生新町重伝建地区の概要について」<http://www.city.kiryu.gunma.jp/web/home...798100201403%3FOpenDocumen>
13. 「日本近現代の都市計画の展開」:石田頼房:自治体研究社 2004
14. 十三日町ってどんな街?—八戸市十三日町商店街振興組合 <http://13nichimachi.jp/about13.php>
15. 防火地域で木造建築が可能になったのは最近の法改正の後である。